

納戸の取扱いについて

住宅等（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅）に設ける「納戸」について、下記取扱い基準のとおりとする。

近年、採光不足等による法の適用を逃れるため、安易に室名を納戸とする設計が見受けられることから本取扱いを定めたが、建築主の要求等により多様なプランが想定されるなか、設計者及び審査機関等の協議の結果として、納戸と判断することを妨げるものではない。

また、建築士法第二条の二に規定されている通り「建築士は、常に品位を保持し、（中略）公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」とされている。誤った理解や使用方法により、法の規定に反することがないよう建築主に対して丁寧な説明を行い、理解を求めるなど、建築士としての誠実な対応を求めるものである。

取扱い基準

当該建築物の居室と同規模又はそれ以上の規模、及び同一仕様にするなど、あきらかに居室としての利用が想定されるものでないこと。

注意点

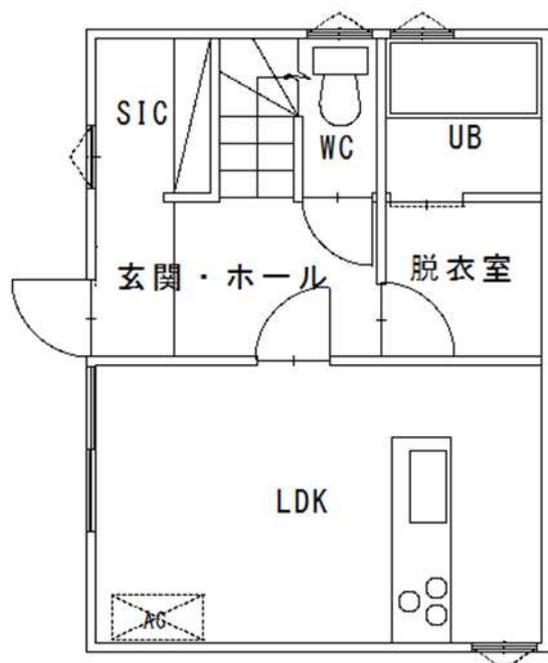
- ・「納戸」とは、居室として利用しないことが前提の物置、物入等の用途に供する、その他の名称の部屋を含む。（例：サービスルーム、ストレージルーム、DEN等）
- ・「同一仕様」とは、他の居室と同様の設備（エアコン、テレビ、扉付きクローゼット、押入れ、畳敷き、住宅用火災報知器等）のことを示す。
一部の設備がない場合でも、基本的には同一とみなす。
- ・納戸として計画された部屋を転用し居室として使用する場合、居室に係る規定（法第28条の採光規定等）が適用される。

参考 建築士法抜粋

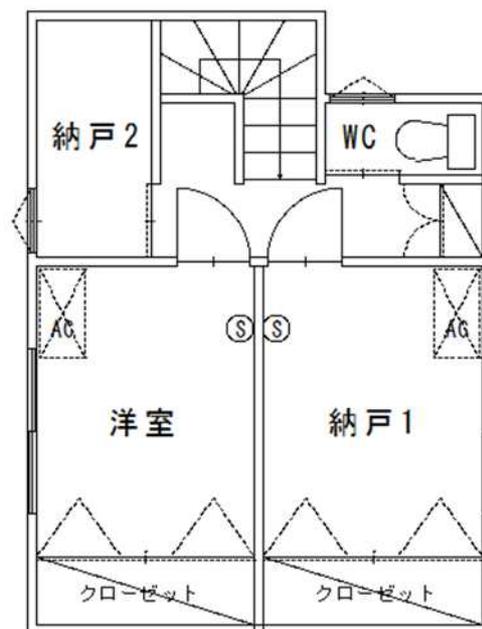
（職責）

第二条の二 建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

【参考プラン例】



1階



2階

- ・ 納戸1は洋室と同規模であり、設備も同一のため納戸とは認められない
- ・ 納戸1にエアコン、火災報知機を設置しない場合でも、基本的に同一仕様とみなす
- ・ 納戸1を居室に転用する場合、居室に係る規定が適用される
- ・ 納戸2、S I Cは洋室より小規模であり、同一仕様ではないため認められる
- ・ 一例であり、設計者及び審査機関等の協議を踏まえ判断するものとする。

根拠法令等

建築基準法第28条関係

建築基準法施行令第19条

建築士法第2条の2

(参考図書)

- ・ 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2022年度版)編集:日本建築行政会議